

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により，大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので，法第6条第6項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成20年10月3日

京都市長 門川大作

1 届出者の氏名及び住所

株式会社ヒマラヤ

代表取締役 小森裕作

岐阜県岐阜市江添1丁目1番1号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒマラヤ京都伏見店

京都市伏見区下鳥羽浄春ヶ前町20-3外

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となる日

平成20年8月31日

3 届出年月日

平成20年9月16日

(産業観光局商工部商業振興課)